

○議長（小林哲雄）

引き続き一般質問を行います。3番、吉田敏郎議員、どうぞ。

○3番（吉田敏郎）

改めまして、皆さんこんにちは。3番の吉田敏郎でございます。さきの通告どおり、二つの項目に対して質問をさせていただきます。まず、一つ目といたしまして、学校と保護者間の問題を解決するための専門機関を設けるということについて、お伺いをいたします。

学校現場における、一部の保護者からの解決困難な批判や要求などが、学校と家庭との関係を悪化させ、教育活動の停滞だけでなく、教員・保護者双方に徒労感と不信感を生じさせていると言われております。子どもの健全な育ちと幸せを願わない親はおりません。いわゆるクレーマーは学校と家庭との関係が悪化する中で生み出されていると言われております。苦情や要求は、孤立しがちな親の期待と不安の裏返しとも言えます。子どもに係る全ての大人がこの課題を共有し、学校と保護者が互いの立場や思いを理解し合い、いま一度、学校・教育・学びについて見詰め直す必要があると思います。

学校と保護者のよりよい関係を目指すために、主役である子どもたちのため、学校・保護者を繋げる役割を果たし、学校を子どもたちが「行きたい」と思える場にするため、具体的な事案の対応策を検討し、児童生徒、学校、保護者を支援する専門機関を設けることはいかがかについて、質問をさせていただきます。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

吉田議員のご質問にお答えします。近年、学校生活だけでなく、家庭や養育に関することなど、子どもを取り巻く生活環境が複雑、多様化しており、対応、解決が困難な事例が増加しているということは、マスコミ等を通じて報道されていますので、ご存じのことかと思います。

まず、多種多様な内容について、学校だけでは解決できない課題に対しましては、保護者はもちろん、民生委員、児童委員、児童相談所、あるいは福祉事務所、警察、その他の関係機関と相互協力をし、必要に応じ、対応することができる方策はできております。

幸いにして、当町においては、重大な案件は現在ありません。それは一重に開成町のさまざまな団体や協力者によって、大きくなる前に横の連携を図り、初期の段階に対応ができていることに対して、議会の皆様を初めとして、地域や団体の皆様に改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。具体的に園、学校においてとられている相談体制について、お話をさせていただきたいと思います。

学校の問題につきましては、一番身近にいる担任の先生が、まず対応することになります。児童生徒の理解、保護者の状況等、一番情報を知っている立場にいるのが担

任だからです。

しかし、担任一人では対応できない問題の場合は、チームを組み、対応をしています。特に学年が開成の場合には学年団がありますので、まず学年団、それから、生活指導担当等で対応し、ときには校長、教頭を含めて対応をしています。

学校には、教育相談コーディネーターという役割の教員がいます。その教員が相談体制の中心になって活躍をします。担任一人で問題を抱え込まないように、担任以外に、児童生徒指導担当、養護教諭や、スクールカウンセラー、管理職といった問題の内容によって、ときには町の必要な部署の担当や、スクールソーシャルワーカーなどが同席して、ケース会議を開きます。ケース会議では、児童生徒の抱える問題や、その要因を見出し、整理し、短期間にできるもの、これは長期間に指導を必要なもの、そういう期限や役割を分担して、明確にしながら指導に当たっております。

専門的な知識を持った者の対応が必要な場合には、県から派遣されている臨床心理士の資格を持ったスクールカウンセラーに相談することができます。スクールカウンセラーは、現在、文命中に週2回、小学校に各週1回ずつ常駐します。幼稚園や、のびのび子育てルームにも、相談事業として、臨床心理士が今、約18回、年間に行きます。また、心の教室相談員が文命中学校には週1日半の体制で相談をとっております。相談は保護者からの場合、地域の方々からの場合、児童生徒自らの場合、さまざまな相談内容があります。また、教育委員会にも、教育相談窓口が常設してあります。指導主事、あるいは教育指導専門員が、常時保護者等の対応をしています。電話を聞く場合、来庁される場合、相手に応じた対応をしています。

相談内容によっては、関係機関との連携が必要な場合は、関係機関と連携をとって対応するように進めております。

学校から教育委員会へ相談が持ち込まれ、関係機関へ連携を必要とするケースの場合、逆に関係機関から教育委員会を経て、学校へ行くケースというのもあります。このような体制を常時とって、相談に応じております。相談から情報を確認し、指導したり、経過を見たり、内容によっては、本当に長期になるものもあります。

議員ご質問の児童生徒、学校保護者を支援とする専門機関を設けてはどうかということですが、通常の支援体制は十分現状で対応できていると考えております。地域の皆様や、団体の方々など、多くの皆さん方のご協力をお願いして、園や、学校生活が楽しく、有意義な時間になるよう、さまざまな機会を通じて、職員の対応能力を高める努力も続けております。

しかし、どの子ども精神的に不安定になったり、情緒を乱している可能性は、全ての子どもにあるといって過言ではないと思っております。いつでも情報の収集に努め、少しでも早く子どもたちの悩みや不安を解消するよう、日々、教職員には児童生徒理解に努めるよう指導を続けております。

また、議員心配のとおり、不幸にして重大事件が起こってしまった場合には、弁護士、精神科医、警察OB、有識者等の専門家チームを構成して、第三者委員会を設置するということも考えていかなければならないと思いますが、現時点では、専門機関

の設置については考えておりません。

以上です。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

ただいま教育長のほうからきめ細かい答弁をいただきました。普段学校関係等も含めて、いろいろ対処しているということで理解をしているところでありますけれども、少し再質問させていただきます。

まず最初に、いろいろこちらから質問することに対して、あったかどうかということでご対応願いたいと思います。

答弁の中にありますとおり、開成町においては、幸いに特に重大案件は現在ありませんけれども、非常にいいことだと思いますけれども。言える範囲で結構でございますけれども、過去にはそういうことがあったかどうかを、ちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。過去にあったかどうかというところでございますけれども、基本的に、そういった案件はございません。ただ、小さな問題とか、そういったものは、日々小さな問題というのは出ているかなという感じを受けております。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

今まではそういう重大案件ということはなかったということでお答えいただきました。

もう一つ、教育長の答弁の中で、学校での問題は、まず、担任の先生が対応して、担任の先生一人では対応できない場合はチームで対応すると、先ほど答えの中でいただきました。

もう一度チームの組織というか、体制内容というものはどういうものをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

校務分掌公文書の中に、生徒指導担当部門というのがありまして、各学年から生徒指導担当を一人ずつ出して、中学校ですと、学年1名ずついますので、生徒指導担当主事と学年担当で4名という形。各小学校では学年から1名ずつ出して、特別支援学級、それから養護教諭等を含めますので、6名ないし7名で相談体制を含めて組織しております。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

内容については今伺いました。ありがとうございました。

それでもう一つ、学校には、教育相談コーディネーターという役割の教員がおりますということで先ほど答弁の中にありました。相談体制の中心になって働き、もちろん同じように、担任一人で問題を抱え込まないように問題の内容によっては、ケース会議を開いてということがありました。このケース会議とチームで対応すると、また違ったことなのかとは思いますが、ケース会議というの、もう一つ説明をお願いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

児童指導担当者会議というのとケース会議と分けているんですけども、とにかく自分たちの学校の中だけの組織ではできないという場合があります。ですから、役場で言いますと、福祉関係の臨床心理士を入れたり、それから、県から派遣のケースワーカーを入れたりしてやるのがケース会議。ですから、問題が大きくなって他の機関に波及している場合にはケース会議になります。ですから、校内だけで解決できる問題、あるいは校内に係る中学との関係とか、その辺でできるものについては、児童指導担当者会議でできます。

ただ、極端に言えば、万引きをやってしまったとか、他の学校との交流があったとか、他の機関の指導を仰がないと情報交換ができないという場合には、ケース会議という形になります。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

それでは、もう一つ伺います。ケース会議ということで、今、説明をいただきました。今までにケース会議を開いて解決したことがありましたでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

解決したものはありますし、今も続いているものもあります。ケース会議は、最近、数が多くなりました。内容については、親が家出をしまして子どもが残されてしまったとか、あるいは虐待の問題で、保護を求めてきた場合、非常に情報が出しにくい部分が、ケース会議の中ではあるというふうにご理解ください。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

出しにくいことはよくわかります。

それでは、次に、わかる範囲で結構ですけれども、専門的な知識を持った者の対応が必要な場合は、県から派遣されたスクールカウンセラーが、文命中学校には週2回、小学校には各週1回ずつ、常駐していると先ほどございました。

そして、幼稚園のびのびルームには、臨床心理士が年18回、心の教室相談員は文命中に週1.5日の体制をとっているということですが、こちらの方たちと、教員、教職員との間で必要なコミュニケーションがとれていると思われますか。その辺ちょっとお願いします。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

非常に難しいんですけれども、担任と児童生徒のコミュニケーションがとれている場合には問題ないというふうに思います。

担任になかなか話せない。親にも話せない。誰に話せるかというときに、一番出てくるのが心の相談員であるとか、カウンセラーというふうにご理解していただきたいと思います。ですから、自分が困っていること、悩みを人にすぐ相談できる子どもについては比較的指導しやすいし、解決しやすいんですけれども、なかなか心を開かない子どもについて、いかにして悩みを解決していくかということに苦慮しているというのが現状でございます。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

こういった問題は非常に難しい問題だと思いますけれども、ぜひその不安を取り除けるよう、常時対応していただきたいと思います。

一つは、教員と保護者との間でコミュニケーションがとれているかということで、ちょっと他の県の資料があるのでお聞きをお願いしたいと思います。教員と保護者との間で、必要なコミュニケーションがとれていますかというアンケートをとったところ、京都市の例があるんですけれども、教員から見て「十分とれている」「ほぼとれている」をあわせると80%、「余りとれていない」が18%で、それから、小学校の保護者から見た場合、コミュニケーションがとれていますかというアンケートに対しては、「十分とれている」が9%で、「ほぼとれている」が70%で、やはり8割の方がコミュニケーションはとれているということで理解をしております。

中学生の保護者の方に対しては、「ほぼとれている」とあわせて大体6割なんです。ね。「余りとれていない」が30%という形で出ております。

それから、このコミュニケーションが「とれている、とれていない」の割合の数字が例として出しましたけれども、例えば、我が開成町においては、学校と先生と保護者との間、コミュニケーションがとれているということの割合なり、パーセンテージが、今までの中でわかる範囲で結構です、もし資料がありましたら、お教え願いたい

と思いますけれども。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

そこまでは資料をとっておりませんし、わかりませんが、今の数値的な、80%あるとか、70であるとか、30であるとか、コミュニケーションがとれているかとれていないかという、その判断の基準というのは非常に難しいかなというふうに思います。

最近も、コミュニケーションがとれていれば、当然、解決すべき担任には話したくないので相談に来ましたという部分があります。ですから、コミュニケーションがとれている担任と保護者の場合には、相談は来ないというふうに思います。ですから、相談に来る場合には、ちょっとこのことは担任に話したくないんだけど、こういうことがあるのでどうでしょうかという相談があります。ですから、コミュニケーションがとれるようにどう努力すればいいかということが、今の私たちの課題なんです。ですから、関係機関や、ほかの人に相談しなくても、自分の子どもを預けている、担任の先生に全てが話せるような環境をつくることが私の課題であり、教育の一番の根底だというふうに思っています。

ですから、4月当初はなかなかコミュニケーションがとれない。しかし、5月、6月、7月になってきて、先生と保護者の間にコミュニケーションがとれ始まってきて、今度は夏休みに、実はこうなんですけれどもという例が何点かありましたけれども、やはり時間がかかると思います。

今、家庭訪問でも5分か10分しか話ができませんし、学級懇談会でも非常に短い時間しか、コミュニケーションをとる時間はありませんので、コミュニケーションを取るべくやはり努力をして、半年ぐらいたって来た時点では、少しずつコミュニケーションがとれてきているというふうに思います。

ですから、先ほどの調査にしても、学級担任と保護者が、4月の段階では恐らくコミュニケーションはゼロ%、何も知らないという形だと思いますけれども、3月に、私の経験ですと最後の20日近辺に最後の懇談会をしたときには、いろいろなことを、先生、こうだった、こうだったと言ってくれますので、その時点では、コミュニケーションが整ったというふうに言えるかと思います。ですから、その時期ができるだけ早くコミュニケーションがとれるように、保護者と教員が心を開く時間帯を何とか確保したいというのが現状です。

ですから、この夏休み、いろいろな方に家庭訪問をしたり、夏祭りに行ったり、防災訓練やったり、いろいろな形で、親とのコミュニケーションが少しずつとれてきたという状況が言えるかなというふうに思っております。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

そういう形で徐々にコミュニケーションがとれているということで、不安なり、わからないこと、気になることをお互いに話しているということは理解しました。その中でコミュニケーションがとれているということは、今、徐々に信頼関係もできてきているのかなと理解しているところですけども、例えば、授業参観とか、個別の懇談会とか、いろいろなPTA活動等において、保護者と学校、それから教職員との間で話し合いが持たれたり、また、その中でまた、しつこいようですけども、コミュニケーションというのが、その中でとられていると思いますけれども、やはり個別の懇談でというのが一番率が高いのかなと勝手に思うところなんですけれども、その辺について、いろいろな懇談会やPTA活動、授業参観等において、そういう中での保護者と教職員との信頼関係、コミュニケーションがよくとられているかということに対して、ちょっとお答えを願いたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

お答えが大変難しいかと思いますが、コミュニケーションが必要な保護者が必要に応じて担任のところに来られれば一番いいんですけども、学級懇談会にしましても、コミュニケーションを必要とする保護者の参加がなかなか難しい。両面あります。非常に関心が強い保護者となかなかコミュニケーションがとれない場合と、全く機会がなくてコミュニケーションがとれない場合と、2通りあります。ですから、本当は常時会っているんだけど、価値観が相違してしまって、なかなかそこでコミュニケーションがとれないという場合があります。ですから、極力全員の保護者と面談をして、コミュニケーションがとれるようにという取り組みで、全員面接という形をとるように努力しています。しかし、なかなか100%保護者が来てくれるかというのは、なかなか100%とは言いませんけれども、極力100%を目指して、担任とコミュニケーションがとれるような機会を設けるように努力しております。

中学の場合は進路指導もありますので、校長と保護者と子どもと三者面談で全員やるというような形をとりながら、できるだけ心を開いて、悩みがあったら相談して、今後の進路指導に生かしていくというような取り組みもしております。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

次に、ちょっとお聞きしたいんですが、教育委員会の教育相談窓口での保護者等々への対応ということで、先ほども説明がございましたけれども、そういった教育委員会の相談窓口は、保護者と先生も含めて、気軽に、またスムーズにそういうところに相談に来ているということに対してはいかがでしょう。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

大変ありがたいことに、今の開成町教育委員会の中には、地元の校長を出ました専門員がいますし、指導主事も、町内の学校から上がってきたものですから、事情に詳しいということがありますので、相談件数が非常に多いです。本当に執務は大変かなと思うぐらい、常時相談事があります。うまく解決するものもありますし、ちょっと時間をかけて、いろいろな情報を調整しながら、再度、相談窓口に来ていただいて、解決していくというものもあります。この夏休みも結構ありました。本当に教育委員会としては、教育専門員がいて、指導主事がいて、それも開成町の様子を大変よく知っているということで、適切なアドバイスができ、親の信頼を得ているというのが現状です。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

では相談窓口のほうではスムーズに推移をしているということで理解してよろしいですね。それに対して、スムーズに推移をしているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

先ほどもお答えしましたように、1回来てそれで全てが解決するというのは、そんな簡単なものは余りありません。こういうふうに取り組んでいきましょう、常時何かありましたら、また再度お願いしますということで、継続というものが大半です。ですから、情報をこちらからも、6月ごろ起きたことについて、今どうなっていますかと、こちら側から尋ねる場合もあります。ですから、1回で解決するということはまず皆無といっていいと思います。そのようなことについては、こういうふうにしていきたいと思いますということで、指導、助言をしながら、また、再度相談を受けて、徐々にその問題が縮小して、また再燃してくることもありますし、なかなか一度こじれた保護者同士の関係とか、子どもを巻き込んだ三角関係みたいな感じになったものは、なかなか解決しないというものもありますけれども、適正なアドバイスをしながら進んでいるのが現状です。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

今、細かいことを説明いただきましたけれども、先ほど言いました、スムーズに推移ということは、そういう窓口に気軽に来られているのかなということでお聞きしたかったものですから、そのような形で、たくさんの方が来ているということで理解いたしました。

その中で、保護者や地域住民が学校にもの言ってくる場合に、教師自身としては、クラスの40分の1とか、あるいは30人の中の一人の子どもということで、児童生

徒を見ていると思いますけれども、保護者のほうは、やはり自分の子を1分の1ということで見る傾向があると思います。

そこで、当然とは言わなくても、感覚のずれが生まれやすい。ずれという程度であれば、お互いが、先ほども教育長も言いましたとおり、きちんとしたコミュニケーションをとることによって理解できると。お互いに手を取り合うということは可能であるとは考えますけれども、教職員と保護者との信頼関係について、言いにくいかもしれませんが、その辺について、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

今の議員の、40人いるから先生は40分の1の愛情で、保護者は1だから1分の1、全く違うと思います。私は、教員は40人のクラスであっても全て1対1、自分のクラスの子である、親と同じ気持ちで先生方は対応しているというふうに私は理解していますし、そういうふうに指導しているつもりです。ですから、40分の1の希薄な関係ということではなく、あくまで担任は常に1対1だというふうに考えて指導しているというふうに私は信じております。そういう意味では親御さんも、自分の子どもをそういうふうに思うと同時に、担任もそう思っているわけですから、そこで心を開いて、この子をどうしていこうかと真剣に話し合えば、当然、コミュニケーションは保たれるし、明るい光が射すというふうに思っています。そのための時間的な設定であるとか、難しいところもあるわけですが、日々努力して、問題解決に当たっているというのが現状でございます。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

私の質問が悪かったのですけれども、今、教育長の話を聞いて、非常に安心したところでございます。

確認ということではございませんが、保護者の方の中には、学校や教育委員会に、先ほども教育長が、こういうことを言っていないだろうか、相談してもいいだろうかといって悩んだり、電話をしたり、相談窓口まで足を運ぶことがなかなかできずにいる人もいて聞いております。そういう人たちが相談しやすくなるような意味においても、専門機関を設けてほしいと申しました。そういう専門機関を設けるということは、先ほどないという答えがありましたけれども、その点についてもう一度、どうでしょう。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

先ほどもお話ししましたように、大きな問題が起きないように日々努力しているんですけれども、今のこういう状況の中では、近隣の市町でもありますように、やはり

重大な案件が起きてしまうということもゼロではないと、先ほどもお答えしましたが、あり得るわけです。そうならないように細心の努力をしているわけですが、起きてしまった場合には、やはり第三者的な立場でどうなんだということを問われる場合もあるというふうに思います。

ただ、私がいつも思うのは、第三者が来たとしても、それについて事細かに答えるのは担任であり、当該指導した生徒指導担当者が答えざるを得ないので、二重の手間というか、時間的にもロスがあるのかな、本当に真実を話せるような関係をつくっていくことが未然に防ぐことであり、もし問題が起きたときでも、ご理解をしていただけるのではないかなというふうに思っています。

ですから、第三者委員会を設置しなければいけないという事態を絶対つくらないという方向を考えていますけれども、何分の1かで、そういうことが起きてしまった場合にはつくらざるを得ないということも頭の中には置かなくてはいけないと思っていますが、開成町としては、先ほどもお話ししましたように、地域の方々や、本当に団体の方々が事細かに子どもたちの指導に当たっていただき、情報もたくさんいただいていますので、そういう重大な案件に発展しないように、やはり努力をしたいし、皆さんにもご協力をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

そういうことで対応していくということで理解はさせていただきました。

一番最初に聞きましたけれども、重大事案があった場合は、第三者委員会などの設置も考えているということですが、重大事案になる前のことは、先ほども言いましたチーム太陽や、ケース会議、または教育委員会での相談窓口等々の経験のある先生方によって解決できるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

そう努力していますし、そうしていきたいというふうに心から思っています。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

その専門機関を設けるということにならないようにということで、今言ったいろいろなケースの対応は万全になっているということで、今の時点では理解をしております。これからも今まで以上に、そういうことで、いろいろな面に対処していただきたいと思います。

学校のほうは、先生方も保護者の言動には非常に敏感になっている反面、気がついていないこともあると思いますけれども、そういうことに関しても、今、教育長が言ったようなことで対処していただいて、保護者の方の話をよく聞き、それに自分自身

の辛さとか、しんどさとかの本音の部分が出てきたときに、やはりお互いに信頼関係が出るのかなということも理解していただいて、いい方向に対処できるように、これからお願いしたいと思ひまして、一つ目の項目の質問を終わらせていただきます。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

教育の関係で、教育長にほとんど答えていただきましたけれども、町としても、子どもたちは町の宝だという認識を持っています。今、教育の中の学校環境の中については、教育長がいろいろな対応策、窓口も含めてしていただいておりますけれども、ただ、学校現場の中だけの相談窓口ではなくて、普段から地域との交流をいかに深めていくかではなくて、地域からの応援も、私はできると思っています。

そういった中で、子どもたちには、地域の夏祭り、子ども会、どんどん地域の中にかかわりを持っていただきたいと思っていますし、今回、9月1日の防災訓練においては、教育委員会にご協力いただいて、全生徒が各地区に散らばって、防災訓練を地域の人と一緒にすることができました。あわせて、子どもだけではなくて、学校の先生たちも地域に出て、地域の人たちと協力して訓練できたということは大変重要なことだと私は思っています。子どもたちと地域、学校の先生と地域、できるだけ町としては、地域の皆さんの力を借りて、普段から子どもたちの見守りをしていただいておりますので、そういうときに、また地域の保護者に住んでいる方が、地域の人に相談をできる、コミュニケーションを持っていれば話ができる可能性もあると思います。学校の相談窓口以外においても。それは町のできる部分だと思ってやっていきたいと思っていますので、教育現場とあわせて、地域の力を借りて、これから子どもたちを健やかな成長を目指して、町としてもやっていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

町長からも今、過分な言葉をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

二つ目の項目について質問いたします。二つ目の項目といたしまして、水辺スポーツ公園・パークゴルフ場のよりいい安全をとということで、質問をいたします。

町長が掲げております、いわゆる「日本一元気な町開成」に向け、水辺スポーツ公園で体を動かし体力増強に健康維持に精進している方が多く見られております。

特に、パークゴルフ場の利用者の中には、65歳以上の方が多くおられます。運動をすることで健康を維持し、病院に行く回数を減らしたり、入院することもなくなったりと、増え続ける医療費の削減に寄与していただいていると考えております。また、病気にならないよう努めていると聞きます。そういった方々に、けがや事故にならないよう安心・安全に気を配ることが大事だと思います。河川区域ということで、いろ

いろ難しい面もあると思いますけれども、階段の昇り降りでの事故や、コースの境での接触事故等にならないための対処が必要であると思います。より安全に、より安心してスポーツをしていただく為に、町としての今後の取り組みを伺います。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

吉田議員の２項目についてお答えします。水辺スポーツ公園、パークゴルフ場のよりよい安全について、お答えをいたします。

開成水辺スポーツ公園は、年齢や性別を問わず、また町内外を問わず、広域的なスポーツ振興の拠点として、年間を通して多くの方に利用をされております。

平成２４年度における水辺スポーツ公園の利用者実績は、施設全体で１１万２５０人となっております。その内訳は、パークゴルフ場の利用者数８万５，２７７人、サッカー場や、軟式野球場等のグラウンド利用者数は１万６，４０８人、その他の利用者数８，５６５人となっており、パークゴルフ場の利用者割合は、全体の７７．３％を占めております。パークゴルフの愛好者には、６５歳以上の方が多く、パークゴルフを通じて、健康の維持・増進が図られるとともに、地域のコミュニケーション手段としても広く活用をされております。開成水辺スポーツ公園は、平成２２年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者である開成スポーツパートナーズにより、公園内の施設や設備の維持管理を初め利用者に対する安全管理なども行われております。指定管理者制度導入により、民間事業者による管理運営形態を取り入れたことで、町民を初め、多くの利用者に対するサービス向上のメリットが効果としてあらわれており、利用者と行政との円滑な協力体制により、適切な管理運営への監督機能も発揮をされております。

指定管理者による環境整備等、ハード面の安全に対する取り組みといたしましては、利用者からの要望を広く聴取し、要望に対する改善策を講ずることはもとより、安全で快適な設備環境を整えるため、維持管理作業の実施や、遊具等の設備に対する定期的な安全点検を実施するなど、常時細部にわたる利用者の立場に配慮した対応が行われております。全ての利用者が健康で快適に施設を利用していただけるよう、指定管理者により、県内の巡回活動が実施され、ルールやマナー順守を徹底することで、利用者意識の向上促進を図り、利用者による安全・安心な環境づくりを実践しており、パークゴルフ場において、施設環境を原因とするけがや事故はこれまで確認されておらず、指定管理者による現行の安全対策に加え、利用者の皆様による協力の成果だと考えております。

また、利用者に高齢者の方が多く見られることから、健康面への配慮や、万が一の事故発生時の対応策についても充実を図っており、特に夏の猛暑対策として、パークゴルフ場への日よけスペースの設置や、日影のないグラウンド利用者への日よけテントの無料貸し出しなど、サービスの実施をするなど、安全対策の拡大を図っております。

万が一事故が発生した場合には、適切な対処が図れるよう、全ての公園スタッフが普通救命講習を受講し、応急措置や、A E Dの操作方法を取得しており、安全・安心に対するスタッフの意識統一も図られております。

利用者の方からの要望等に対し、直近に取り組んだ具体的な安全対策として、ばらコース付近2カ所へ手すりの設置、猛暑対策としては、日よけスペースの設置、遊具広場への保護者の見守り用テーブルと椅子の配置、安全点検による老朽化した滑り台のローラー交換等が挙げられます。このように公園内の安全管理につきましては、利用者の皆様からの貴重な意見を生かしながら、指定管理者と町の連携により、さまざまな改善を進めております。

今後もより安全・安心で、快適に利用できる施設の運営を心がけ、開成水辺スポーツ公園が、地域のスポーツ拠点としてさらに充実していくよう、運営に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

ただいま町長から細かい答弁をいただきました。非常に皆様の安全・安心のためにいろいろなことをしているということは理解をいたしました。

開成水辺スポーツ公園というのは、非常にすばらしく整備をされておりますし、行った方はわかると思いますけれども、整備をされております。そして、安全面に対してもいろいろ最大限の努力をされているということは理解をしております。

余談でありますけれども、昨日の同僚議員の話の中でもありました。水辺スポーツ公園からの富士山を見る景色、それから、そこを走る小田急線の鉄橋、橋脚、こちらの川から富士山を通して見る景色、それから、反対に南北のほうから見る景色というのは、小田急の会社のフォトコンテスト等々で非常によく出ておりまして、非常に見事なコントラストを描いております。そういうことでも、すばらしい施設だなということは感じております。

その中でスポーツ公園の利用者は、先ほどの答えの中にありますとおり、24年度、11万人を超えているということで、パークゴルフ場の利用者は8万5,000人余りで、そのうちの77%に及んでいると聞きます。その中で迅速で、公園、緑地等の占有施設と一体をなす工作物として、施設利用のための売店やトイレ、それから、休憩所、ベンチ等の設置を認めているということで設置をされております。管理者であります、開成スポーツパートナーズによりまして、施設や設備の維持管理や、利用者に対する安全管理も行っておりまして、民間業者による管理、運営形態を取り入れたことで、非常にサービス向上のメリットが効果としてあらわれております。適切な管理運営が発揮されているということですのでけれども、今、答弁がありました以上、利用者へのさらなる快適性としてのお考えがありましたらお願いします。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

それでは、吉田議員の質問にお答えします。

吉田議員がおっしゃるとおり、開成水辺スポーツ公園、かなり利用の頻度が高く、パークゴルフ場も1日300人以上が利用しているような状況で、そういった意味で、平成22年度から指定管理者を導入して、非常に町民と利用者と施設管理者との連携が非常にうまくいっていると思います。行政の直営時代よりははるかに満足度も高いというふうに聞いております。

そういった中で、町長答弁にもありましたように、利用者の声を聞いて、応急的な措置で、サービス向上というのは順次行っています。ただし、吉田議員も承知のとおり、高水敷にある施設ということで、高水敷内については、恒常的なものは設置できないという形で、基本的には、県西土木のほうも、そういった施設はなかなか許可を与えないということが現状です。そういった意味で、今できる範囲の中でのサービスということで、簡易的な、いつでも撤去できるような形のサービスにつながるような形で対処しているのが現状です。そういった意味で、根本的に、水辺スポーツ公園の改修計画を考える際には、やはり県西土木と調整して、占用許可の条件の中でできるサービスをやっていきたいと思いますが、今現在では、恒常的ではない形で対処していきたいと考えています。

以上です。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

確かに河川区域等々のことで、恒常的な施設等は難しい面を承知しております。やはりこういうことを県西土木等々に言い続けていくということは、なかなか難しいことはわかっておりますという答えがくると思いますので、そちらのほうは理解をするところでありますけれども、いろいろ先ほども申しましたけれども、パークゴルフ場においては、現在では最高の形で手すりをつけてくれていると承知しております。

それとコース、コースの境において、少しでも危険のないよう、取り外しできるようなネット等を取りつけるということで、非常に努力をしているといいますか、住民のために、利用者のために一生懸命努力をしていることはうかがえたところであります。

その中で、先ほども言いましたけれども、さらなる快適性を求めてはどうでしょうかということに対して、部長から、なかなか難しいという答えが返ってまいりました。もう一つ、ちょっとしつこいようではありますが、こういうことは考えているんだだけというものが何かありましたら、答えてもらいたいです。

○議長（小林哲雄）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

吉田議員のご質問にお答えをさせていただきます。構造物に関して、基本的には、基礎工事等を要するもの、設置できないものという見解が示されているという状況でございますので、随時利用者の皆様にさまざまなご要望、ご意見等を頂戴する中で、その中の課題等、解決していくというようなことで、工夫をしながら指定管理者とともに対応してまいりたいということで、特に具体的な対応、建設の予定等は現在持っていないというようなことがございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

答えにくいことを質問していることを理解しております。その中でパークゴルフ場については、非常に管理をされておりまして、指定管理者との間で、スムーズにいろいろなことに対してできているということは理解をしました。その中でスポーツ公園の中のサッカー場、ソフトボール場、野球場の施設内も、いろいろよく整備をされております。そして、芝生もよく管理をされております。しかしながら、ご存じだと思いますけれども、野球場の内野の土の部分で、ピッチャーマウンドより1塁線に向けているところですね。そちらに雨が降るたびに土が流れまして、でこぼこができる状態があります。そして、その水が流れるところが削られ、その中で野球の試合なりソフトボールの試合をやりますと、バッター、ランナーが足を踏み外して転ぶ場面をよく見ることがございます。幸いにして大きなけがにはなっていない状態もございますけれども、この辺の対策は考えられているのか、お聞きします。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

それではお答えします。水辺スポーツ公園の野球場については、どうしても川の高低差があつて、1塁側のほうが低くなっていると。公園内についての配水も考えた中では、どうしても傾斜をつけないと水がたまってしまつて、グラウンド機能が果たせないという中で、ちょうど野球場のサードから1塁、ホームに向かって、ちょうど水道ができやすくなつて、一度できると、大体雨が降ると、そこに水が流れていくというような形になっているのは承知しています。

以前はかなりひどい状況で、掘り上がるような形だったんですけれども、指定管理者になって土を1回入れかえた後に水道ができて、すぐに月に一、二度は整備をしています。ですから、その整備と整備の間、雨が降って、すぐというのは、なかなか月間のローテーションを組んで整備工程をやっていますから、雨が降ったから、すぐそこというのはいかないという部分で、若干の期間が開いてしまう。そのときに利用されると、少しグラウンドが傷んでいるという形になって、けがをしやすいという状況があるかもしれませんけれど、なるべくそういうことがないように指定管理者とも連携をとって、整備をするという形をしています。屋外のグラウンドで、どうして

も河川敷にあるということを考えますと、それ以上、きっちりするというのは難しいかなという中で、維持管理、グラウンド整備のほうでカバーをしているという状況です。

以上です。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

今、答えをもらえまして、指定管理者との間で今以上のことは考えながらやっていくことは理解をしました。

その中で、同じ野球場のことなんですけれども、土の件でお伺いします。現在、土を交換していただいて、この5月、6月、7月、8月といろいろ大会を催しているところでありますけれども、その中で、ボールが転がると、ボールの部分に土が絡みついているということで、転がるたびにボールを拭くか、ボールを交換しないと試合が続行できないというようなことが聞いております。これに対して、お考えをお聞かせください。

○議長（小林哲雄）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

お答えをさせていただきます。内野部分の土のご質問かと思えますけれども、こちらにつきましても、グラウンド表面の排水性を優先しているということで、水道の発生を回避するための措置ということで、現在の黒土になりますけれども、こちらを使用していることが原因になってございます。

先ほど、部長からもお答えしましたとおり、グラウンドの勾配の解消等の大規模な工事を行うなどの機会と並行して、土の入れかえを実施しない限り、土の流出等が繰り返されるような結果となってしまうということがございます。土の種類を変更して、直ちに入れかえるということは難しいと考えております。ソフトボールで、野球場等を使われる場合には、その辺はご理解いただいて、ご容赦いただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

お互いに理解し合い使っていかなければいけないかなということで理解しますが、ぜひ、そういうことに関しても、いろいろな意見を聞いた中で、善処できるところは善処していただくように、これからも検討していただきたいと思います。

ちょっと細かいことで恐縮ですが、質問させていただきます。パークゴルフ場の中で、やはり上手な人はより遠くにボールを運ぶために努力していることはよいことでありますけれども、かなり強いボールを打つということで、危険なボールを打つ人が

いると聞きます。また、初めての人とか経験の浅い人に対して、ルールやマナーの徹底を言ってくれているとは思うんですけども、言われる人が怖がったり、もう来ないというふうなことも聞いております。そういったことに対しての指導といいますか、そういうことに関して、お答え願いたいと思います。

○議長（小林哲雄）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（岩本浩二）

お答えをいたします。まず、上手な方が、より遠くにボール等を運ぶために危険なボールを打たれるということでございますけれども、特にあじさいコースの9番ホールですとか、しいがしコースの8番ホール、いわゆるパー5のロングホールが、今、言われている部分かと思います。こちらのロングホールにつきましては、パークゴルフをやられる方であれば、スコアメイクにとって重要なホールとなります。このことから、強く遠くへ運ぶためのスイング等に制限をかけるということは難しいというふうに考えます。ただ、プレーされている方が周りにもたくさんいらっしゃいますので、こちらのほうの危険回避について、これまでどういうプレーに対しまして、周囲の安全をよく確認してプレーをしていただくように、周知に努めてまいりたいと思います。

それと初めての方に熟練の方が、ルール、マナー等のことで怖がらせるようなことがあるというようなことですが、初心者の方から、プレーをした際に、一部の上級者の方ですとか、熟練の利用者の方から遅いと言われたとか、そのようなお叱りの声をいただくことがございます。利用者レベルによって、コース分け等できれば一番いいんでしょうけれども、現状では難しいというようなことがございます。この辺に関しましては、指定管理者と相談をいたしまして、初心者と希望の方がいらっしゃれば、パークゴルフ指導員の資格を持ったスタッフが初心者の方等の組に同行するというようなサービスも行っており、問題の解消に努めているところでございますので、引き続き、いずれにしましても、マナーの向上の徹底を図っていきながら、そのようなサービス等があることについても今まで以上にPRを行いまして、全ての利用者の方が、快適なプレーをしていただけるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

補足も含めて、パークゴルフ発祥の地の北海道幕別町と5月に災害の協定を開成町と結ばせていただきまして、6月のあじさい祭においては、物産品を2日間わざわざ持ってきていただき、完売もさせていただきました。

北海道幕別町、今年、パークゴルフができて30年ということで招待もいただいているんですけども、開成町にできて20年という区切りの年でもありますので、また、開成町にはパークゴルフ協会という団体がありまして、いろいろな研修指導、指導者の方もおられますので、改めてこの記念の年ですので、また、広く町民の皆さん

に、今も8万人以上の利用者がいられますけれども、裾野を広げるためにも、パークゴルフ協会の皆様のご協力を得て、広く、新しくパークゴルフをしていただけるようなソフトの部分においての対応も考えていきたいなと思っております。ハード面だけではなくて、これからマナーも含めて、新しくパークゴルフをやられる方が気持ちよくできるようにするためには、やはりパークゴルフ協会の皆様のご協力を得て、20年という記念の年でもありますので、原点に立ち返って事業を進めていきたいと、その部分においても考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

今、課長並びに町長から、いろいろ周知をしていくということで理解をしました。もう時間が迫っておりますので、今週の初め、朝6時ごろ、ウォーキングをしていると、水辺公園の管理棟の周りが非常にごみだらけであったと。そして、マヨネーズのまき散らしもありました。特に遊具広場の芝生の上にごみが多く見られました。そして、自販機にはガラス製のものは販売していないのですけれども、その遊具広場、芝生のところにガラス等が落ちていたり金具類が散乱しますと、けがの危険があるし、心配であります。

何度も言うのですけれども、管理者がよく管理をしているということで、さらなる安全・安心への周知、また、公園最南端の足柄大橋周辺のバーベキューをした後の器具やごみ等の散乱防止の注意も含めて、さらなるそういう周知の徹底をしていただきたいと思います。そのようなことを申し上げ、私の質問を終了させていただきます。

○議長（小林哲雄）

暫時休憩といたします。再開を11時10分といたします。

午前11時00分